

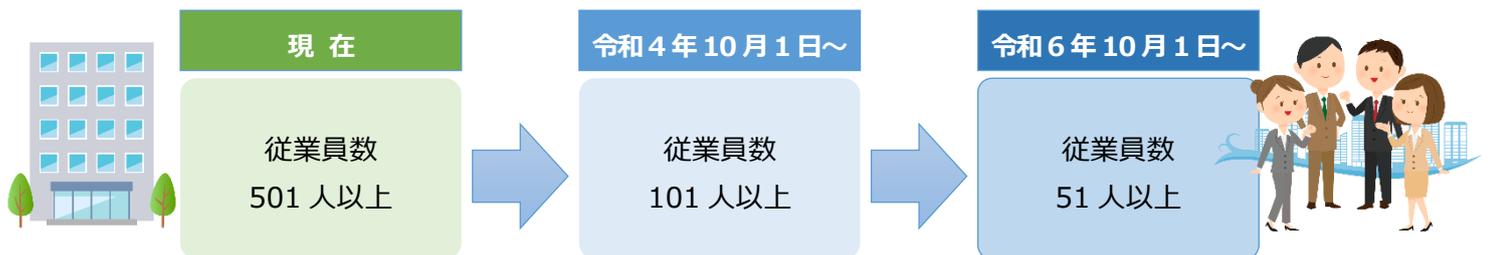


## 社会保険の 適用拡大について

6月5日に公布された年金制度改正法により、社会保険の適用拡大が段階的に行われ、これまで適用外であった中小企業で働く短時間労働者や士業に従事する職員等も対象となる見込みです。今回のあおぞらレターでは社会保険の適用拡大の概要についてお知らせします。

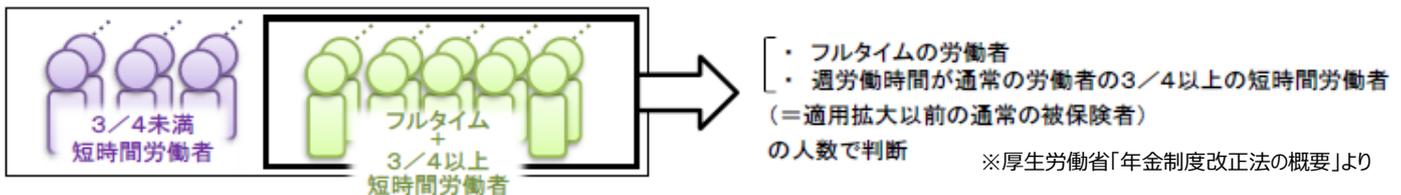
### ● 社会保険の適用拡大の概要

#### 1. 一定の中小企業の短時間労働者を段階的に社会保険の適用対象に（令和4年10月1日～）



#### ★「従業員数」とは

企業単位における、適用拡大以前の通常の被保険者の人数（短時間労働者は含まない）等



※月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回るか比較

#### ★「短時間労働者」とは

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 賃金見込が月8万8千円以上
- 勤務期間見込みが2か月超（※現行1年以上から見直し）
- 学生でないこと 等

#### 2. 従業員5人以上の弁護士、税理士等の個人事務所が社会保険の適用業種に（令和4年10月1日～）

これまで社会保険の適用除外であった、弁護士、税理士、社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業の個人事務所においても、従業員5人以上を使用する場合、令和4年10月1日より、社会保険の強制適用事業所となります。

#### 3. 公務員共済・短期給付の拡充（令和4年10月1日～）

国・自治体で勤務し健康保険・厚生年金の適用を受ける短時間労働者に、公務員共済の短期給付が適用されます。

～ 令和4年より、中小企業の短時間労働者等、社会保険加入対象となる方が増える見込みです。  
早めに雇用条件等を確認して準備を行いましょ。～

詳細はこちら：<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277